

規制の事前評価書

政策の名称	地域ケア会議における秘密保持義務について	担当部局名	老健局振興課	作成責任者名	振興課長 朝川 知昭	評価実施時期	平成26年1月
法令案等の名称・関連条項	介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の48、第205条						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>高齢者の方への適切な支援を図るために必要な検討や地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制の検討を行うため、市町村が、介護支援専門員、保健・医療・福祉の専門家、民生委員等の関係者、関係機関、関係団体から構成される会議(地域ケア会議)を設置することとし、当該会議では、必要な情報交換や協議を行うものとし、</p> <p>地域ケア会議においては、個別事例を用いて検討を行うため、その構成員は、対象者である高齢者の心身及び生活の状況、家族に関する情報など、非常に保護の必要性の高い情報に触れることが想定されます。</p> <p>そこで、対象者である高齢者の個人情報保護しつつ、高齢者の自立支援に資する多職種の見解交換等を推進するため、必要な措置を講ずることとします。</p> <p>具体的には、地域ケア会議の構成員は、その事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならないものとし、また、当該秘密保持義務違反をした者に対し、罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)を科すこととします。</p>						
想定される代替案	地域ケア会議について、構成員は、ガイドライン等を踏まえ、その事務に関して知り得た秘密を漏らさないよう努めなければならないものとし、						
規制の費用(注)	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	構成員は、秘密保持義務を遵守するための措置を講ずる費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)が発生します。また、秘密保護義務違反をした場合、罰則(1年以下の懲役または100万円以下の罰金)が科されることになります。	構成員は、業務上知り得た秘密を漏らさないよう努める場合には、秘密保持の措置を講ずる費用(個人情報保護のマニュアルを整備する等)が発生します。					
2 行政費用	国及び市町村等は、構成員に制度を周知するための費用が発生します。	国及び市町村等は、構成員への制度周知や、ガイドライン等を作成するための費用が発生します。					
3 その他の社会的費用	特になし。	秘密保持について実効性を担保することができないため、個人情報が悪用された場合には、事業を利用する高齢者が不利益を被ります。					
規制の便益(注)	便益の要素	代替案の場合					
	会議で取り扱われる情報に関して秘密保持義務を課し、より円滑に情報共有することを可能とすることにより、地域ケア会議が円滑に実施され、高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができます。	秘密保持のガイドライン等を示すことにより、対象者の個人情報を保護することが期待できますが、秘密保持について努力義務であることから、その実効性の担保が不十分であり、高齢者の個人情報が悪用される可能性を排除できないため、改正案と同程度の便益は期待されません。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	<p>改正案では、対象者である高齢者の個人情報を保護することにより、構成員間におけるより円滑な情報共有が期待されます。一方で、秘密保持義務違反に対する罰則を設けることで遵守費用等が見込まれますが、高齢者の適切な支援が図られることは、その費用を大きく上回るものと考えられます。</p> <p>代替案では、ガイドライン等を作成するための費用等が発生します。また、秘密保持については努力義務であることから、対象者の個人情報が悪用された場合は、対象者が不利益を被ることが考えられます。そのため、改正案と同様に高齢者の適切な支援が図られるという便益が期待されるもの、対象者の個人情報が悪用された場合には費用が便益を上回ることも想定されます。</p> <p>これらのことから、改正案と代替案を比較すると、改正案の方が適切であると考えられます。</p>						
有識者の見解その他関連事項	<p>平成25年12月20日「介護保険制度の見直しに関する意見」(社会保障介護保険部会)</p> <p>(3)地域ケア会議の推進</p> <p>○市町村の地域支援事業の包括的支援事業の一環として、地域ケア会議を実施することを介護保険法に位置づけるとともに、介護支援専門員の協力や守秘義務の取扱い等について制度的な枠組みを設け、一層の推進を図る必要がある。</p>						
レビューを行う時期又は条件	今回の改正法案においては、施行後5年を目途として、施行の状況を勘案して必要があると認める時は、改正後の介護保険法(以下「新法」という。)の施行の状況を勘案し、新法の規定に基づく規制の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする検討規定を設けており、当該規定に基づき、検討を行います。						